

別紙

「所管換協議標準様式」

年 月 日
番 号

建設省所管国有財産部局長
県知事 殿

農政局長

国有財産(法定外公共物)の所管換について
このことについて、国有財産法第二二条の規定に基づき協議しま
す。

○ 提出部数 正一部

蔵理第一一八七号
昭和五二年四月六日

財務局長あて

大蔵省 理財局長

岩瀬義郎

国営土地改良事業の用に供する公共用財産(法定外公共物)の
所管換及び不用地の処分について

標記のことについて、別紙(写)の通り農林省構造改善局長と照復し
たので、通知する。

なお、国営土地改良事業地内に所在する大蔵省所管一般会計所屬普
通財産については、地方農政局等と連絡を密にし、所管換等の処理を
行うよう配慮されたい。

蔵理第一一八七号
昭和五二年四月六日

農林省 構造改善局長あて

大蔵省 理財局長

岩瀬義郎

国営土地改良事業の用に供する公共用財産(法定外公共物)の
所管換及び不用地の処分について

昭和五二年三月一〇日付52構改D第三〇号をもって協議のあった
標記のことについては、異存がない。

52構改D第三〇号
昭和五二年三月一〇日

大蔵省 理財局長あて

農林省 構造改善局長

公共用財産(法定外公共物)の所管換及び処分について

建設省所管に係る公共用財産(法定外公共物)を国営土地改良事業
の用に供するため、建設省から所管換を受けようとする場合における
国有財産法(昭和二三三年法律第七三号)第二二条の規定に基づき大蔵
大臣への協議及び所管換を受けた当該公共用財産のうち、その用に供
しないことを相当と認められたものの所屬者又は譲与若しくは売払につ
いては、左記により取り扱ふこととしたいので、貴意を得たく協議し
ます。

なお、建設省とは、別紙のとおり合意しているので申し添えます。

記

1 所管換を受けようとする場合は、別紙「所管換協議標準様式」に

より協議をするものとする。

2 土地改良施設の完成により不用の財産が確定したときは、用途廃止し、次により農林省において処分するものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域内に存し、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することが相当と認められるものは、自作農創設特別措置特別会計に所屬替することができるものとする。
- (2) 当該財産(一)により所屬替するものを除く。)が土地改良財産であつた期間中に当該財産に係る土地改良施設の管理の費用を土地改良区等(土地改良法(昭和二十四年法律第一九五号)第九四条の三第一項に規定する「土地改良区等」をいふ。)において負担している場合は、土地改良法第九四条の四第一号の規定により、当該負担した費用の範囲内で当該土地改良区等に譲与するものとする。
- (3) 当該財産(一)又は(2)により所屬替又は譲与するものを除く。)が公共用財産であつた当時、その維持保存の費用を公共団体において負担している場合は、固有財産法第二八条第一号の規定により、当該負担した費用の額が用途廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内で、当該公共団体に譲与するものとする。この場合において維持保存に要した費用とは、当該公共用財産の維持保存のため刈払い、土砂排除、補修等に要した額及び当該公共用財産の改修等の土地改良事業に要した額につき、土地改良法第九〇条第四項及び第五項の規定に基づき都道府県の条例で定めるところにより負担することとなる額とする。
- (4) 都道府県道又は市町村道の用に供することが相当と認められるものは、(2)又は(3)にかかわらず道路法(昭和二十七年法律第一八〇号)第九〇条第一項の規定により当該道路の道路管理者である地方公共団体に譲与するものとする。
- (5) (一)～(4)により所屬替又は譲与される財産以外の財産については、固有財産法第二〇条の規定により売り払つものとする。

3 処分する財産(2の(一)及び(4)により処分するものを除く。)の価額は、次により算定した額とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項の規定により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号の農用地区域内に存する土地
農地法施行令(昭和二十七年政令第四四五号)第三条第一項の規定による対価の算定の例に準じて算定した額
- (2) (一)の区域以外の地域に存する土地
「普通財産売却評価基準」(昭和三十四年八月二十四日蔵管第一八〇〇号大蔵省管財局長通達)及び「小規模財産(土地)の評価の特例について」(昭和四十五年五月二十八日蔵理第二一九九号大蔵管理財局長通達)に定めるところに準じて算定した額